

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月11日

【会社名】 クレディ・スイス・グループAG  
(Credit Suisse Group AG)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター クリスチャン・シュミット  
(Christian Schmid, Managing Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ8番地  
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 知 敬  
弁護士 野 原 新 平  
弁護士 小 山 悠美子  
弁護士 熊 野 則 広

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合または文脈により別異に解すべき場合を除き、「ドル」とは米国の法定通貨である米ドルを意味し、「円」とは日本の法定通貨である日本円を意味する。
- (注2) 本書において、別段の記載がある場合を除き、換算レートは2017年1月5日現在の東京における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場である1ドル=116.56円で計算されている。

## 1 【提出理由】

クレディ・スイス・グループAGは、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

2016年12月23日

### (2) 当該事象の内容

クレディ・スイス・グループ(「クレディ・スイス」)は、2016年12月23日、2007年まで従事していた住宅ローン担保証券(「RMBS」)事業について、米国司法省(「DOJ」)との間で、大筋で和解した旨を発表した。

この和解により、クレディ・スイスは、RMBSの証券化、引受け及び発行に関するDOJからの潜在的な民事上の請求から免除される。和解の内容として、クレディ・スイスは、2.48十億米ドル(289.07十億円)の民事制裁金をDOJに対して支払う。また、クレディ・スイスは、和解後5年間にわたって、消費者救済のために合計2.8十億米ドル(326.37十億円)を拠出する。

本和解は、最終的な文書化に向けた交渉とクレディ・スイスの取締役会による承認を条件とする。

クレディ・スイスは、当該案件に関し、既存の準備金のほか、約2十億米ドル(233.12十億円)の税引前費用を計上する。これは2016年度第4四半期の業績に計上される。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

上記(2)に記載のとおり、クレディ・スイスは、当該案件に関し、既存の準備金のほか、約2十億米ドル(233.12十億円)の税引前費用を計上する。これは2016年度第4四半期の業績に計上される。